

## 一般社団法人 三重県サッカーリーグ実施要項

一般社団法人 三重県サッカーリーグ規約に基づき次のとおり実施要項を定める。

第1条 本リーグは、1部・2部 ブロック部をもって構成する。

第2条 各部内においてチーム数によって更に細分することができる。

第3条 各部チームの順位、序列決定については、本要項に定めるもののほかは、運営委員会で定める。

第4条 各部の入替えは、当該年度のリーグ規約・実施要項確認事項に記載する

第5条 廃止

第6条 新規加盟チームは、ブロック部に加盟する。

第7条 規約に定める追加登録の手続きはつぎのとおりとする。

- 1 選手を追加登録をするときは、日本サッカー協会 Kick OFFよりWeb登録を行うと共に所定の登録費を振り込むこと。(振込先はWEB登録時確認してください)  
この場合において登録した選手は、1週間後の試合出場可能とする。  
出場可能日については社会人部より通達する期日とする。
- 2 登録を取り消すときは、
  - ・ チームの場合は、最も近い試合の1週間前(試合を含まない)までに。
  - ・ 選手の場合は、当日の試合開始までに  
前記1と同様の手続きをすること。

**第8条 本リーグの試合時間は、年度当初会議にて各部で決定する。**

第9条 選手の交代は交代要員7名登録で試合の前後半をとわず5名までの交代ができる。

第10条 各部リーグの順位は、勝点により決定する。勝利3点・引き分け1点・敗戦0点  
なお、勝点同数の時、得失点差・全試合の総得点・当該チーム間の対戦成績・順位決定戦の順位で決定する。

第11条 本規約に違反したり、試合を放棄した場合は、そのチームの対戦成績を0-4  
の敗戦とし、チームの処分として、下位リーグへ降格とする。

試合を放棄したチームについての他対戦成績記録は残す。

第12条 リーグ懲戒規定を次のとおり定め、この規定の運用を各部運営委員会がおこなう。

## 第13条 ①懲罰

- 1-1 退場を命じられた者または警告の累積が2又は3(リーグにより異なる)となった物は次の1試合出場できない(ベンチ入りもできない)。また、退場者の処分は規律委員会において協議し、これを裁定する。
- 1-2 退場による出場停止処分の消化は同一大会で消化するものとする。なお、大会終了によって残存した出場停止処分については順次、次の公式戦に適用される。次の公式戦が年度で消化できない場合は、次年度へ持越す。
- 1-3 本大会において、他大会の出場停止処分を当リーグで消化する場合は、処分本人及びその所属先チームが処分の内容を文書にて社会人部委員長に報告する。また、その他の規定については(公財)日本サッカー協会の懲罰規程に準ずる。

## ② 運用

- 2-1 警告・退場の報告確認は、審判カード及び審判報告書をもって行う。
- 2-2 主審は、審判カードとメンバー表及び審判報告書を試合会場当番チーム責任者へ渡す。
- 2-3 試合会場当番チーム責任者は、当日の全試合の審判カード及び審判報告書を回収し、懲罰を確認し、当該リーグの運営委員長に至急報告する。
- 2-4 当番チーム責任者は、次の試合当番チームに懲罰選手名を申しおくる。
- 2-5 報告を受けた運営委員長は、審判報告書の記載内容を確認、懲罰規定に該当するものがあれば懲罰を決定し次のところに連絡する。

※ 懲罰を受ける競技者が所属するチーム責任者

※ 次の試合会場当番チーム責任者

- 2-6 一発退場者が出たときは、会場当番責任者が各部運営委員長、リーグ規律委員長 リーグ実行委員長(大川)に報告する。

第14条 一般社団法人 三重県サッカーリーグに於ける審判員等に対するトラブルについては、運営委員会に報告審議し、規律委員会及び審判部に裁定を仰ぐ。

第15条 競技規則 現行の日本サッカー協会サッカー競技規則に準ずる。

第16条 この規約は、平成5年4月1日より実施する。  
この規約は、平成24年4月1日より実施する。  
この規約は、平成27年4月1日より実施する。  
この規約は、平成28年4月1日より実施する。  
この規約は、平成29年4月1日より実施する。  
この規約は、2019年4月1日より実施する。  
この規約は、2021年4月1日より実施する。

第2条 基本チーム数（1部 8チーム / 2部 8チーム）

第3条 順位は下記の順序によって決める。

- ①勝ち点（勝-3、分-1、負-0）
- ②得失点差（総得点-総失点）
- ③総得点
- ④当時チームの勝敗
- ⑤勝率（総勝数÷総試合）
- ⑥リーグ順位は共有とし、順位付けが必要な場合は抽選を行う

第4条 リーグの入れ替えについて

- ・ 上位リーグと下位リーグの入れ替え戦は実施しない
- ・ 1部下位**3チーム**は次年度は2部に降格する。
- ・ 2部上位**2チーム**は次年度は1部に昇格する。
- ・ 2部は**チーム数減少に伴い、次年度のブロックリーグ降格は無しとする。**
- ・ 各ブロックリーグ上位**1チーム**は次年度は2部に昇格する。

ただし、東海社会人リーグに昇格チームが発生した場合など、その他不足分発生時、下位リーグの上位チームから昇格する尚、ブロックからの昇格は4チームまでとする（その他、リーグチーム数に支障をきたす場合、社会人部にて協議する）

第8条 ③ 試合時間（延長戦及びPK戦は行わない）

下記を基準とするが、新型コロナウイルス感染防止対策、酷暑に伴う熱中症予防等を目的に、各カテゴリー内全てのチーム総意の元で、変更を可能とする。

1部リーグ	<b>80分</b>
2部リーグ	80分
ブロックリーグ	70分

第9条 ④ 交代選手の数

選手の交代は交代要員7名登録で試合の前後半を問わず**7名**まで交代ができる但し、交代の機会**は最大5回とする。**

第13条 ⑤ 懲罰

別紙懲罰基準1・2を適用する

リーグ戦における警告の累積による出場停止処分について

- ・1チームの試合数が10試合以上のリーグ：  
警告の累積が3回におよんだ選手は、次節出場停止
- ・1チームの試合数が9試合以下のリーグ：  
警告の累積が2回におよんだ選手は、次節出場停止

但し同一試合での2回の警告は、その試合では退場となり、かつ無条件で次節出場停止となるが、その2回は、累積回数には加算しない。  
また累積警告による出場停止処分を繰り返した場合には、2回目からは2試合の出場停止となる。

⑥ その他リーグの運用

（新型コロナウイルス感染対応について）

- ・ 本年度は新型コロナウイルス感染防止対策を目的として無観客試合とする。
- ・ 上位（日本国・JFA・TFA・MFA等）の方針に基づき、運営継続が困難となった場合は即刻、計画された試合を延期とする。  
延期も困難な場合は、その時点で本年度のリーグを打ち切りとし、全試合の消化率50%以上且つ各チームの消化率が50%以上でリーグ戦を成立とする。  
尚、消化試合数に差異が発生の場合は、最小消化試合数のチームの試合数で統一し、消化日の古い試合を対象として決定する。

- (試合会場/時間変更/日程変更について)
- ・ 日程変更については基本認めない  
会場変更/時間変更については3週間前までに各チーム・社会人部へ連絡し承認を得ること
- (天災・疫災・その他のトラブルによる試合中止)
- ・ 天災・疫災における試合中止の場合は日程延期とする
- ・ 試合開始時間(選手)  
試合開始時間になっても競技者数が競技規則に満たない場合は試合開始から15分間待ち以降は中止(没収試合)とする
- ・ リーグ戦が中止となった場合は、会場当番チーム責任者は当日の状況確認後各部リーグ運営委員、リーグ運営委員長に至急報告し規律委員会にて審議し処分する
- ・ 試合前日(審判)---(1部のみ)
- ★ 会場当番チームは、試合前日までに三重県サッカー協会審判部より派遣の審判員(主審)に電話連絡する。(会場・時間を再度打ち合わせする)
- ・ 試合開始時間(審判)---(1部のみ)  
試合開始時間になっても派遣審判員が到着していない場合、当番チーム代表者が派遣審判員と連絡を取り合い判断する  
ただし試合開始15分以上遅れる場合は帯同審判にて開始し、当日の状況確認後報告書に記入し、各部リーグ運営委員、社会人部 大川まで連絡、報告書を各部リーグ運営委員に郵送する事
- ・ リーグ戦派遣審判委員の名簿並びに連絡先は社会人部より該当リーグ開始までに各チーム代表者に提出します

## 重要

- ④ 選手証の提出(メンバー表提出と同時に提出すること)  
各リーグ戦に於いて、選手並びに代表者は必ず選手証を持参する事  
選手証の提出についてはグラウンド当番チームから提出依頼があれば速やかに提出しなければならない(いつでも提出できる事)
- 選手証へ写真の貼り付け無き場合は、選手・チームにペナルティーをかける

## 重要

- ⑤ その他  
今年度に限り
- ・ 今年度東海リーグがコロナ影響により中止・消化できない場合、順位付けができない為、東海社会人トーナメント大会の開催が中止となります。(昇降格なし)  
消化できた場合でも消化率100%以下であればトーナメント大会終了後入れ替え戦を開催し、東海社会人リーグへの昇格決定戦を行います。

## 注意

- ・ ユニフォーム広告掲示申請書について  
年度当初チームは必ず県協会を通じ日本サッカー協会へ登録する事  
登録完了後、1部コピーを北寺まで郵送する事  
  
東海大会等では、ユニフォーム広告掲示申請書の提示を要求される場合があるため申請チームは、各自コピーを保管し、各種大会には、必ずコピーを持参すること。  
(申請書の提示が、できないチームはそのユニフォームを着て試合に出場できない場合があります。)
- ・ 社会人リーグの大会において、試合中および試合前の練習中のけがおよび事故、その他備品の損傷については、各チームが責任をもって対処すること。  
(いかなる場合においても、主催者および主管団体は責任を負わない。)
- ・ リーグ参加チームは傷害保険に加入するのが望ましい。
- ・ 試合会場における、タバコの吸殻・チームが持参したゴミの後始末を確実に実施し、空き缶・空き瓶類等のすべてのゴミはチームの責任において持ち帰ること。

三重県社会人リーグ

<p>1. 登録選手一覧表の扱いについて</p> <p>選手証の紛失</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンバー表提出と共に当番チームに提出すること。(登録選手一覧表に本人写真を貼付けの事)</li> <li>また、写真を貼付け無の場合は本人確認が出来ない為、当日の試合には出場できない事とする。</li> <li>・登録選手一覧表、メンバー表の確認は、審判担当が確認し、問題があれば、当番チーム、審判に相談する。</li> <li>・選手証を紛失した場合、Web登録申請より各チームで再度打ち出し携帯すること。</li> <li>・<b>選手証を紛失した選手に限り、タブレット等で電子登録証を確認できるものであれば出場可とする。</b></li> </ul>
<p>2. ユニホームの胸番について</p> <p>(ユニホーム規定参照の事)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胸番が貼られていないユニホームを着て試合はできない。</li> <li>(チーム名は無条件貼付)</li> <li>・現在パンツについては、特に規定は無いが、各チームで推奨して行って下さい。</li> <li>・ユニホームは2セット持っている事が基本です。上下とも相手と被らない事に気を配ってください。</li> <li>(シャツ・パンツ・ストッキングの組合せで1SET)</li> </ul>
<p>3. 第四審判のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必ず4級以上の資格を持ち、最悪の場合を考え、すぐに対応できる服装を装備しておくこと。</li> <li>(例 ストッキング・パンツは着替えておき上着はフリー)</li> <li>・悪天候時の防寒対策・雨具対策は個人で対応すること。</li> </ul>
<p>4. 交代選手のマナー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交代した選手がユニホームを脱ぎベンチにいる場合は、上着かビブスを身につけておく事。</li> <li>・GKの交代の場合、ユニホームが無い場合、試合前に、主審、相手チームに伝えておく事。</li> <li>・また、違う色のユニホームは、基本禁止と考えるが、この場合も、試合前、レフリー、相手チームの確認を得る事。</li> </ul>
<p>5. 試合中ベンチ入れる者とは</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチにはメンバー表に登録された、交代選手、コーチ、スタッフだけしか座れません。</li> <li><b>また、新型コロナウイルス感染防止対策として無観客試合としますので、それ以外の人は応援者として観戦することもできません。</b></li> <li>(第4審判は必ず確認すること)</li> <li>尚、コーチ、スタッフについても、試合中のユニフォームと同色でない服装を着用すること。</li> </ul>
<p>6. 試合中のボール拾いについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試合進行中に場外へボールが飛び出した場合は、その要因に関係なく、飛び出した方向のベンチのチームが優先して拾いに行くものとする。(交代選手がいない場合は審判チームが応援する)</li> <li>・また、試合の進行を補助する目的として、各チームよりボール拾いの要員を出すことを認める。(主審の判断)</li> <li>しかし、試合中のユニフォームと同色でないシャツまたはビブスを着用し、待機時は常に座ることとする。</li> <li>尚、当然であるが、プレー中の選手に対しての戦術的指示は認めない。</li> </ul>
<p>7. 試合会場マナー (応援者も含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各企業・施設を借用している為、それぞれの利用方法を守る事。</li> </ul>
<p>8. 駐車場マナー (応援者も含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決められた場所に駐車する事。</li> </ul>
<p>9. ゴミ・喫煙マナー (応援者も含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各企業・施設で決められた場所で喫煙する事。決められた場所が無い場合、基本禁煙だと理解して下さい。</li> <li>・グラウンド、更衣室、駐車場を含むあらゆる場所でのゴミは禁止として、各自持ち帰る事</li> </ul>

## 三重県社会人連盟各種大会

各種大会とは、県リーグ及び社会人部が開催する三重県内の大会を称する

- 1 退場処分となった選手・役員対応 ・試合会場への出入り禁止とする。(応援・見学・審判派遣・グラウンド準備要員等)——三重県内各種大会
- 2 登録選手一覧表の紛失 ・試合当日までに作成し、選手証を持参すること。  
・登録選手一覧表を紛失した場合に限り、タブレット等で電子登録証を確認できるものであれば出場可とする。
- 3 登録選手の選手証、再発行 ・試合当日までに作成し、登録選手一覧表を持参すること。(PCよりプリントアウト可能)
- 4 審判員の育成 ・3級以上4名  
・4級以上6名

## ペナルティーについて

社会人部による開催試合に於いて決め事・ルールを守れないチームに対し下記のペナルティーをかける。

- ★ ペナルティーに対しての始末書の提出又必要に応じ各選手・チーム全体への指導記録の提出すること。
- ★ 三重県リーグにおいて、三重県リーグ運営マナー1, 2及び社会人連盟各種大会確認事項1, 2, 3を守れないチームは次年度下位リーグへ降格とする。(リーグ結果は残す)
- ★ 守れないチームは1年間あるいは2年間、社会人部が運営協力する大会に協力役員として大会に運営要員を派遣させる。
- ★ 場合により社会人部開催の大会については次年度の大会見送りとする。
- ★ 場合により選手・チームの次年度登録見送りとする。
- ★ その他のペナルティーは大会要項に記載する。